



議会・選挙

市議会の役割

問 本7階 議会事務局議事課 議事係 ☎0287-23-8714

重要事項の議決

市議会は、「議決機関」として市の重要な事項を決定します。議決すべき主なものは次のとおりです（地方自治法第96条）。

- 条例を制定、改正、廃止すること
- 予算を決めること、決算を認めること
- 市の税金、使用料、手数料等に関すること
- 条例で定める契約の締結や財産の取得または処分に関すること
- 副市長、教育委員、監査委員等の選任等に同意すること
- その他、法律や政令、条例により市議会の権限とされていること

市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうかを審査したり、事務の流れを検査したりすることができます。監査委員に監査を求めて、その結果を報告してもらうこともあります。

意見書・要望書の提出

市民生活に重要なことで、それが国や県の仕事である場合には、それぞれ関係機関に「意見書」や「要望書」を提出して解決を求めます。

会議のあらまし

問 本7階 議会事務局議事課 議事係 ☎0287-23-8714

議会の招集

市議会には、定期的にかれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会は、毎年3月、6月、9月、12月に開かれます。

本会議

議員が議場に集まって行う会議を「本会議」といいます。本会議は、市議会の意思を決める大切な役割を持っています。市長から提案された議案の説明および質疑を行うほか、市政についての「一般（代表）質問」を行います。最終日には、各委員会で詳細に審査された経過と結果が報告され、賛成・反対の意見を出し合った後、採決をとります。

その結果が市議会としての意思決定（議決）となります。

委員会

議会で扱う問題は数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するために委員会を設けています。

委員会には常に設置されている「常任委員会」と、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。議員は必ず1つの常任委員会に所属することになっています。その他に「議会運営委員会」「広報広聴委員会」があります。

市議会には、現在3つの常任委員会が設置されています。

	名称	所管事項
常任	総務常任委員会	総合政策部、経営管理部、会計課、監査委員・公平委員会・選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属さない事項を所管 主な審査案件は、総合計画、財政、市税、広域行政、消防および防災・地域安全に関すること等
	民生文教常任委員会	保健福祉部、市民生活部、教育委員会を所管 主な審査案件は、健康増進、福祉、子育て支援、高齢対策、戸籍、住民票、国保医療・国民年金、ごみ処理等の環境衛生、学校教育、生涯学習、社会教育の振興施策、スポーツ活動の促進に関すること等
	建設産業常任委員会	産業文化部、建設部、水道局、農業委員会を所管 主な審査案件は、農林業、商工業、芸術文化の振興施策、道路や河川の整備、都市計画、市営住宅の管理、建築確認審査、上下水道の整備、農地利用調整等に関すること等
その他	議会運営委員会	議会の運営、議会の規則、議長の諮問に関すること等を所管 議会の日程や議案等の取扱い、一般質問および請願・陳情の取扱い等議会の運営に関すること等
	広報広聴委員会	議会だよりの編集および発行、議会報告会の開催、議会ホームページ等を活用した情報発信、市民の意見把握、その他広報および広聴に関すること等

※特別委員会は、必要がある場合、議会の議決で設置されます。

市議会の傍聴等

問 本7階 議会事務局議事課 議事係 ☎0287-23-8714

傍聴

本会議および委員会は原則公開となっていますので傍聴することができます。ただし、騒ぎ立てたり、議場の秩序を乱し会議の妨害となるような行為をしてはいけない等の規則を遵守願います。本会議の定員は60人、委員会の定員は5人（委員長が必要と認めるときは変更することができます。）です。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

▶ 生中継および録画配信

ご自宅等のパソコン、タブレット端末、スマートフォン等から生中継および過去の録画映像を視聴できます。市ホームページの「大田原市議会」から「議会中継」のページへお進みください。

▶ 市民5分間演説について

議会では、市民が議会で発言する機会を確保することにより、議会への関心を高め、身近で開かれた議会の実現を目指すとともに、議会が民意を反映した委員会審査に努めることを目的に、「市民5分間演説」を実施しています。市内に在住、在勤または在学する方で、議案に対する賛否や市の一般事務について、自分の意見を自由に発言することができます。詳細については議会事務局までお問い合わせください。

🌸 請願書や陳情書の提出

問 本7階 議会事務局議事課 議事係 ☎0287-23-8714

市政についての意見や要望を議会に出すことができます。議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情といいます。

請願書、陳情書は日本語を用いて、その名称、趣旨と理由、提出年月日、紹介議員の署名または記名押印（請願の場合のみ）、請願者（陳情者）の住所および氏名、連絡先を記載し、押印のうえ、議長あてに提出してください。

提出は、土日および祝祭日並びに年末年始を除く、午前9時から午後4時30分までに提出してください。

なお、定例会の一般質問の通告受付の第2日目の午後4時までに受理されたものは、定例会前の議会運営委員会で取り扱いが決定され、その定例会で審議されます。

採択された請願、陳情は関係機関に意見書や要望書を提出したりします。

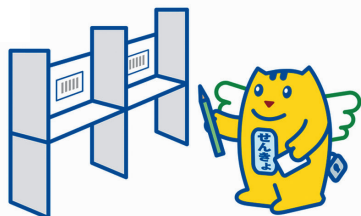
🌸 議会広報

問 本7階 議会事務局議事課 議事係 ☎0287-23-8714

市議会の活動をお知らせする「議会だより」を年5回、自治会を通じて配布しています。このほか、市議会ホームページでも、定例会の日程、議員名簿、議会だより、会議録等を掲載しています。また、議会公式フェイスブックを開設し、議会情報を随時発信しておりますので、ぜひご活用ください。

【大田原市議会HP】
<https://www.city.ohatawara.tochigi.jp/gikai/>

【大田原市議会公式フェイスブック】
<https://www.facebook.com/ohatawara.gikai>



🌸 選挙

問 本8階 選挙管理委員会事務局 選挙係 ☎0287-23-8736

▶ 選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙権のある人をあらかじめ登録しておくものです。選挙人名簿には、基準日において次の二つの要件を満たしている人が登録されます。

登録要件

1. 満18歳以上の日本国民（選挙権を停止されている人を除きます。）
2. 市内に住所（住民基本台帳に記録）があり、引き続き3か月以上住んでいる人

登録の時期

- 定時登録
毎年3、6、9、12月に登録します。
- 選挙時登録
選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します。

▶ 投票

期日前投票

投票日に仕事や用事等で投票できないと見込まれる人のために、投票日前でも投票できる制度です。

- 投票期間
投票日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで
- 投票時間および投票場所
選挙の際お送りする投票所入場券や選挙の前に発行する市広報等でお知らせします。
- 手続き
投票日当日に投票所に行けない旨の「宣誓書」の提出が必要です。宣誓書は、各期期日前投票所に備え付けてあります。なお、投票所入場券が届いている場合は、入場券の裏面が宣誓書になっておりますので、投票所入場券をお持ちください。

不在者投票

病院や老人ホーム等に入院または入所している人で、投票日に投票所に行けない人は、その病院や老人ホーム等の施設内で不在者投票ができます。

不在者投票ができる施設は、都道府県選挙管理委員会が指定した施設に限られます。

- 郵便等による不在者投票
身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の障がいがある人、介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護5である人は、事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票用紙に記入して、郵送する方法で投票ができます。

身体障害者手帳の障がいの程度

- 両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級、2級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級、3級
- 免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級